

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	171	30
法第34条第1項に基づく立入検査件数	6,751	1,119
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	777	185

表 - 2（1） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係 - 全国）

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	件数	大気関係				
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注3)</sup>	その他
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>				
		設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	21	21	3	18	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	16	16	3	13	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	2,277	53	22	31	1,111	1,113
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	1,836	54	33	21	1,453	329
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 ( 2 ) 命令、指導及び罰則適用件数 ( 水質関係 - 全国 )

( 平成 1 9 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 )

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 <sup>注3)</sup>	その他
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>		行政		
		設置者による測定				
法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 3 条第 3 項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 <sup>注1)</sup>	140	0	0	0	33	107
文書指導件数 <sup>注1)</sup>	62	1	0	1	46	15
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注 1 ) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 ( 法第 1 5 条 )、改善命令及び一時停止命令 ( 法第 2 2 条第 1 項 )、並びに措置命令 ( 法第 2 3 条第 3 項、瀬戸内海法第 1 1 条 ) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 2 ) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 3 ) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係 - 全国）<sup>注1)</sup>

（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	件数	大気関係		件数	水質関係	
		基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>			基準超過判明の端緒 <sup>注2)</sup>	
		設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数	102 <sup>注3)</sup>	48	54	2 <sup>注4)</sup>	0	2
注5) 措置状況	口頭指導件数	53	22	31	0	0
	文書指導件数	54	33	21	1	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	21	3	18	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	16	3	13	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	6	3	3	0	0
	その他	14 <sup>注6)</sup>	1	13	0	0
措置後の対応状況	基準達成	45	21	24	0	0
	対策実施中	37	18	19	1	0
	廃止	7	5	2	0	0
	未対応	13	4	9	1	0

- 注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成19年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。  
同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成19年度に入り執られた措置は含まない。
- 注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
- 注3) 廃棄物焼却炉98、アルミニウム合金製造施設4
- 注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は
- 注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。
- 注6) うち、14件においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表 - 4 ( 1 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況  
( 都道府県・政令市別 )

	法第 3 4 条第 1 項 に基づく報告徴収 件数	法第 3 4 条第 1 項 に基づく立入検査 件数	法第 3 4 条第 1 項 の立入検査に伴う 測定件数
北海道	1	139	11
青森県		143	7
岩手県	3	167	5
宮城県		13	13
秋田県	1	49	11
山形県	5	120	20
福島県	4	13	10
茨城県	7	365	7
栃木県		91	21
群馬県		119	
埼玉県	1	559	68
千葉県		285	17
東京都		60	21
神奈川県		126	5
新潟県		25	5
富山県		7	4
石川県		38	
福井県	1	310	12
山梨県	5	115	5
長野県		455	8
岐阜県		300	16
静岡県	2	231	16
愛知県		343	8
三重県	2	108	22
滋賀県	1	27	27
京都府		119	8
大阪府		91	6
兵庫県	4	126	4
奈良県		81	
和歌山県		4	4
鳥取県		75	20
島根県		94	5
岡山県		35	
広島県		48	15
山口県		12	2
徳島県		24	10
香川県		107	24
愛媛県		17	
高知県			
福岡県	12	98	8
佐賀県		120	
長崎県		165	15
熊本県	27	42	5
大分県	2	32	1
宮崎県		47	47
鹿児島県		7	7
沖縄県		7	5
札幌市		11	3
仙台市		24	9
さいたま市		42	5
千葉市		10	10
横浜市		15	16
川崎市		18	9
新潟市		5	5
静岡市		27	5
浜松市			
名古屋市	3	118	10
京都市		8	8
大阪市		132	
堺市		16	8
神戸市		10	4
広島市		5	1
北九州市		11	9
福岡市		14	4
函館市		6	
旭川市		2	2
青森市	4		
秋田市		3	3
郡山市	1	2	2
いわき市	3	3	3
宇都宮市		3	3
川崎市		13	13
船橋市		6	6
横須賀市		8	
相模原市		51	20
富山市		2	2
金沢市			
長野市	2	30	10
岐阜市		24	
豊橋市		5	1
岡崎市	22	22	2
豊田市		66	4
高槻市		16	2
東大阪市		4	4
姫路市		45	
奈良市		1	
和歌山市	1	8	8
岡山市	7	120	
倉敷市		16	14
福山市		23	7
下関市			
高松市		8	2
松山市		2	
高知市			
長崎市	25	5	1
熊本市		5	2
大分市		3	
宮崎市		199	5
鹿児島市	25	25	30
合 計	171	6751	777

表 - 4 ( 2 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	その他
						基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>	設置者による測定	行政		
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県					1	1		1		
茨城県										
栃木県					1	1		1		
群馬県										
埼玉県					3	3		3		
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県					1	1		1		
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県					2	2	1	1		
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1		1		
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県					5	5	2	3		
札幌市										
仙台市					1	1		1		
千葉市										
横浜市										
川崎市										
新潟市					1	1		1		
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
秋田市										
郡山市					1	1		1		
いわき市										
宇都宮市										
川崎市										
船橋市										
横須賀市										
相模原市										
富山市										
金沢市										
長野市					2	2		2		
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市					2	2		2		
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	21	21	3	18	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 ( 3 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数	法に基づかない指導等件数 ( 口頭指導 ) 注3)					
	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2)	その他	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況注2)	その他				
	基準超過判明の端緒注1)	設置者による測定			行政				設置者による測定	行政		
北海道						22	2	1	1	9	11	
青森県						20	2	1	1	7	11	
岩手県						11	2	2		5	4	
宮城県	2	2		2		10	5		5	5		
秋田県						4	1		1		3	
山形県						72	3	1	2	23	46	
福島県						5				5		
茨城県						93	1		1	92		
栃木県						110	2		2	17	91	
群馬県						57	2	2		12	43	
埼玉県						99	6		6	27	66	
千葉県						5	1	1		4		
東京都						118	2	2		66	50	
神奈川県						43				38	5	
新潟県	1	1		1		29				22	7	
富山県						6	1	1		2	3	
石川県						11				5	6	
福井県						21				9	12	
山梨県						48				6	42	
長野県	2	2	1	1		63				1	62	
岐阜県						11				11		
静岡県						43				37	6	
愛知県						211				4	207	
三重県						43	2	2		26	15	
滋賀県						25	2		2	22	1	
京都府						8					8	
大阪府						92				92		
兵庫県						75				67	8	
奈良県						99				18	81	
和歌山県						17				12	5	
鳥取県						36	2	1	1	34		
島根県						9				9		
岡山県						24				24		
広島県	1	1		1		53				31	22	
山口県						4				4		
徳島県						37				35	2	
香川県						39				23	16	
愛媛県												
高知県						3				3		
福岡県						109				106	3	
佐賀県						74	2	2		28	44	
長崎県						7	1		1	3	3	
熊本県						2				2		
大分県						18				18		
宮崎県						7				7		
鹿児島県												
沖縄県	5	5	2	3		28				1	27	
札幌市						2					2	
仙台市						15	3	3		10	2	
さいたま市						2				2		
千葉市												
横浜市						3	3	1	2			
川崎市												
新潟市	1	1		1								
静岡市												
浜松市												
名古屋市						9	2	1	1	7		
京都市						7				7		
大阪市						40					40	
堺市						4					4	
神戸市						10					10	
広島市						8				8		
北九州市						1	1	1				
福岡市												
函館市						4				1	3	
旭川市						1				1		
青森市						2				2		
秋田市												
郡山市												
いわき市						1				1		
宇都宮市						1				1		
川越市												
船橋市						1				1		
横須賀市						2					2	
相模原市						1					1	
富山市												
金沢市						7				2	5	
長野市	2	2		2		29				4	25	
岐阜市						24				24		
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
高槻市						7					7	
東大阪市												
姫路市						6				6		
奈良市						1					1	
和歌山市						7	1		1	6		
岡山市						120				24	96	
倉敷市												
福山市						4	1		1	3		
下関市						4				4		
高松市												
松山市						12				10	2	
高知市						3				3		
長崎市												
熊本市						8				5	3	
大分市						3				3		
宮崎市	2	2		2		2				2		
鹿児島市						5	3		3	2		
合計	16	16	3	13	0	0	2277	53	22	31	1111	1113

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 4 ( 4 ) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法に基づかない指導等件数 ( 文書指導 ) 注3)						罰則適用 件数
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒注1)		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況注2)	その他		
		設置者による 測定	行政				
北海道	26	1		1	2	23	
青森県	1	1		1			
岩手県	8	2		2	6		
宮城県	5	5		5			
秋田県	1	1		1			
山形県	6	4	2	2		2	
福島県	3				3		
茨城県	10	2		2	8		
栃木県	25	1		1	24		
群馬県	3				1	2	
埼玉県	15	3	3		5	7	
千葉県	101	2		2	37	62	
東京都							
神奈川県	1	1	1				
新潟県	24				23	1	
富山県	48				48		
石川県	1				1		
福井県	36	2	2		21	13	
山梨県	84				61	23	
長野県	10					10	
岐阜県	18	3	2	1	15		
静岡県	3				3		
愛知県	14	1	1		13		
三重県	28	1		1	26	1	
京都府							
大阪府	83				83		
兵庫県							
奈良県	83				83		
和歌山県							
鳥取県	8	2	1	1	4	2	
島根県	2	2	2				
岡山県	2				2		
広島県	51				48	3	
山口県	62				62		
徳島県	110				110		
香川県	60				35	25	
愛媛県	62				62		
高知県	80				80		
福岡県	11	4	3	1		7	
佐賀県	6				6		
長崎県	2	1		1		1	
熊本県							
大分県	2				2		
宮崎県							
鹿児島県	268				268		
沖縄県							
札幌市							
仙台市	33	4	4		3	26	
さいたま市							
千葉市	54				54		
横浜市							
川崎市							
新潟市	90				90		
静岡市							
浜松市							
名古屋市	10	2	1	1	8		
京都市	1					1	
大阪市							
堺市	45					45	
神戸市	19				19		
広島市	24				23	1	
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	5	5	5				
秋田市							
郡山市	16					16	
いわき市	1				1		
宇都宮市							
川越市	1	1		1			
船橋市							
横須賀市							
相模原市							
富山市							
金沢市	2				2		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市	1	1		1			
高槻市							
東大阪市							
姫路市	3				3		
奈良市	2				2		
和歌山市	39	1		1		38	
岡山市	83				83		
倉敷市							
福山市	1				1		
下関市	2	1		1	1		
高松市							
松山市	14				14		
高知市	7				7		
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市	20					20	
合計	1836	54	33	21	1453	329	
						0	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令(法第15条、16条)、改善命令及び一時停止命令(法第22条第1項)、並びに措置命令(法第23条第3項)以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 ( 1 ) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況  
( 都道府県・政令市別 )

	法第 3 4 条第 1 項 に基づく報告徴収 件数	法第 3 4 条第 1 項 に基づく立入検査 件数	法第 3 4 条第 1 項 の立入検査に伴う 測定件数(水質基 準適用事業場)
北海道		25	2
青森県		4	
岩手県		1	
宮城県		1	1
秋田県			
山形県		18	1
福島県		6	5
茨城県		31	6
栃木県		12	2
群馬県		8	
埼玉県		163	6
千葉県		36	29
東京都		79	5
神奈川県		77	
新潟県	1	10	6
富山県		2	2
石川県		8	
福井県		33	1
山梨県		5	
長野県		157	
岐阜県		17	2
静岡県	1	26	7
愛知県		29	10
三重県		6	
滋賀県			
京都府		7	1
大阪府		16	
兵庫県		51	4
奈良県	1	1	
和歌山県			
鳥取県		6	2
島根県		13	1
岡山県		2	
広島県		11	
山口県			
徳島県		6	6
香川県		15	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		2	2
佐賀県		8	
長崎県		9	1
熊本県		1	1
大分県			
宮崎県		6	3
鹿児島県			
沖縄県			
札幌市			
仙台市		3	3
さいたま市		4	4
千葉市			4
横浜市		21	28
川崎市		8	4
新潟市			
静岡市			
浜松市			
名古屋市		13	3
京都市			
大阪市		18	1
堺市			
神戸市		13	
広島市			
北九州市		4	5
福岡市			
函館市		1	
旭川市		2	2
青森市			
秋田市			
郡山市		1	1
いわき市	5	5	5
宇都宮市		1	1
川越市			
船橋市			
横須賀市		6	
相模原市			
富山市		3	3
金沢市			
長野市		6	
岐阜市		5	
豊橋市			
岡崎市	7	7	1
豊田市		47	
高槻市		3	
東大阪市			
姫路市			
奈良市			
和歌山市		3	3
岡山市	1	23	
倉敷市		2	2
福山市			
下関市			
高松市			
松山市			
高知市			
長崎市	14	2	
熊本市		4	
大分市		4	4
宮崎市		1	1
鹿児島市		1	1
合計	30	1119	185

表 - 5 ( 2 ) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数						法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数						
			排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注 2)</sup>	その他	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注 2)</sup>	その他			
			基準超過判明の端緒 <sup>注 1)</sup>	設置者による測定	行政			基準超過判明の端緒 <sup>注 1)</sup>	設置者による測定	行政					
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
秋田市															
釧路市															
いわき市															
宇都宮市															
川崎市															
船橋市															
横須賀市															
相模原市															
富士市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
奈良市															
和歌山市															
岡山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 2) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注 3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 ( 法第 1 5 条、1 6 条 )、改善命令及び一時停止命令 ( 法第 2 2 条第 1 項 )、並びに措置命令 ( 法第 2 3 条第 3 項 ) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 ( 3 ) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法第 2 3 条 第 3 項に基 づく措置命 令件数	瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数				法に基づかない指導等件数 ( 口頭指導 ) 注 3 )				
		排出基準超過事業場への措置状況		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況注 2 )	その他	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による 測定結果未報 告事業場への 措置状況注 2 )	その他	
		基準超過判明の端緒注 1 ) 設置者による 測定	行政			基準超過判明の端緒注 1 ) 設置者による 測定	行政			
北海道						2			2	
青森県						1				1
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県						13			5	8
福島県										
茨城県						2			2	
栃木県						12				12
群馬県										
埼玉県						14				14
千葉県										
東京都										
神奈川県						3			2	1
新潟県						2				2
富山県						1				1
石川県										
福井県						2				2
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県						2			1	1
愛知県						41				41
三重県										
滋賀県										
京都府						5			5	
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県										
山口県										
徳島県										
香川県						1				1
愛媛県										
高知県										
福岡県						2			2	
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市						4				4
川崎市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
広島市						2			2	
北九州市										
福岡市										
函館市						1				1
旭川市										
青森市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
川崎市										
船橋市										
横須賀市						2			2	
相模原市										
富士市										
金沢市										
長野市										
岐阜市						5			5	
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
奈良市										
和歌山市										
岡崎市						23			5	18
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	0	140	0	0	33	107

注 1 ) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 2 ) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注 3 ) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 ( 法第 1 5 条、1 6 条 )、改審命令及び一時停止命令 ( 法第 2 2 条第 1 項 )、並びに措置命令 ( 法第 2 3 条第 3 項 ) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 5 ( 4 ) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況 ( 都道府県・政令市別 )

	法に基づかない指導等件数 ( 文書指導 ) <sup>注3)</sup>				罰則適用
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 <sup>注1)</sup>		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 <sup>注2)</sup>	
		設置者による測定	行政		
北海道	5				5
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県	3				3
石川県					
福井県	1				1
山梨県	1				1
長野県					
岐阜県					
静岡県	2	1	1	1	1
愛知県					
三重県					
滋賀県	1				1
京都府					
大阪府	13				13
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県	1				1
山口県	2				2
徳島県					
香川県	4				1
愛媛県					3
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	11				11
横浜市					
川崎市					
新潟市	9				9
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
秋田市					
郡山市	4				4
いわき市					
宇都宮市					
川崎市					
船橋市					
横須賀市					
相模原市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
奈良市					
和歌山市					
岡山市	5				5
倉敷市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合計	62	1	0	1	46
					19
					0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 ( 法第15条、16条 )、改善命令及び一時停止命令 ( 法第22条第1項 )、並びに措置命令 ( 法第23条第3項 ) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。